

疾病、傷害及び死因の統計分類について

世界保健機関（WHO）勧告に準拠し作成された①基本分類表（22章、14,609項目）のほか、②疾病分類表（大分類、中分類、小分類）及び③死因分類表により構成

人口動態統計、患者統計といった基幹統計のほか、各種統計における標準統計分類として利用されている。

統計分類として昭和26年に告示以来、これまで5回の大改定が行われ、現在のものは平成21年に新統計法に基づく統計基準として告示

①基本分類表

全22章で
構成され、
14,609項目



各統計の必要性・目的等に応じ、
疾病分類表及び死因分類表に基づき分類



②疾病分類表

患者統計（大中小分類）

大分類85項目

中分類148項目

社会医療診療行為別調査

小分類374項目

矯正統計

③死因分類表

133項目

人口動態統計（死因簡単分類）

国家公務員死因調査

矯正統計